

○議事日程

令和6年9月20日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	広瀬 恵理子 君
2 番	加藤 雅浩 君
3 番	長谷川 淳 君
4 番	村山 博司 君
5 番	松本 暁大 君
6 番	三宅 祐司 君
7 番	松原 浩二 君
8 番	櫻井 明 君
9 番	渡邊 憲司 君
10 番	木下 美津子 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤 友紀 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教 育	長	野原 弘康 君
会 計 管 理	者	小関 久志 君
総 務 部	長	堀場 康伸 君
総 合 政 策 部	長	安田 悟 君
福 祉 部	長	岩田 恵司 君
土 木 部	長	井上 哲也 君
住 民 部	長	小野木 崇夫 君
総 務 課	長	服部 貴司 君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 三 輪 学
書 記 西 脇 信一郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において7番
松原浩二議員、9番 渡邊憲司議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2項目、分割で質問をさせていただきます。

それでは1つ目。こども誰でも通園制度を問うということで質問させていただきます。

本格実施を見据えた試行的事業と銘打ったチラシに、岐南町は令和8年度に全国で実施が予定されているこども誰でも通園制度の開始に先駆け、その試行的事業の実施の案内書には、子供を同世代の子供と遊ばせたい、保育士に話を聞いてみたい、育児から離れてリフレッシュしたいと、こんなことがお子様の、そしてお子様の健やかな成長を支えるため、保護者が保育要件、就労等ですね、こういったものを問わず、月一定時間まで利用できると。こうしたチラシを見たときに、私が2年前の令和4年9月議会、このときに一般質問の中で提言したことを思い起こしました。

兵庫県明石市に学ぶ子育て支援も挙げてまいりましたが、この岡山県奈義町の子育

て支援策、こうした一つの興味を持ちましたので、岐南町にとってどうかということを考えてみました。町民がどんなことを求めているのか、本当に必要な支援とそうでない支援、それが何かをしっかりとつかむことでこれから重要となる子育て支援のヒントになればという思いで取り上げた提言でした。

その一つというのが、子供一時預かりといって、この奈義町のなぎチャイルドホームという、朝8時半から夕方17時まで開いているという施設でございまして、生後6か月から小学1年生まで1時間300円で預かってもらえると。面倒を見てくれるのは、先輩ママや近所のおばあちゃんたちということです。

利用者が買物とか冠婚葬祭、上の子の参観日、美容室ほか、1時間でも2時間でも自由が利くというのでありがたいというママの声を聞いて、奈義町の子供政策の中でも特に気になり、あったらいいなと思った子供一時預かりについて、この2年前に伺った行政側の答弁をもう一度ご紹介します。

本町における子供の一時預かり事業については、町内各保育施設での一時預かり保育があり、満1歳から就学前の乳幼児が対象で半日というのが4時間まで1,500円、1日8時間までが3,000円ということで利用できます。保護者の就労、通院や入院、冠婚葬祭などの理由で家庭保育が困難な場合、また保護者が心身のリフレッシュを図りたいという際もよしということでございますね。必要に応じてそれぞれの事業を選択いただいております。これら預かり事業の実績は令和3年が累積2,243名あり、子育て世帯における育児、就労、生活全般にわたる負担軽減に大きく寄与してきたものと承知しておりますという回答、答弁をいただきました。

そこで、私からの要望として、その2年前に申し上げたんですが、現在のサービスを半日と1日利用ということではなく、1時間単位で預け入れが可能であるならば一層のサービスとなり、子育て支援の大きな柱になると思いますので、加えた要望を調整していただきたいという旨をお願い申し上げてから丸2年が経過しました。

町内保育施設へは2年以上前からこういったことを直接足を運んで、奈義町のような一時保育を1時間単位でできないでしょうかと、こういった相談もしながらこのような質問や提言もしてまいりましたが、行政の判断がはっきりしないまま今に至るも国の方針には敏感に沿っていく岐南町としての主体性はどこにあるのかと、そう思ったわけです。

そこで、チラシに掲載の一時預かり事業との違いはというタイトルがございましたので見つけますと、一時預かり事業は一時的に家庭での保育が困難になった場合などに対応するものですが、今回の事業は保護者の都合に関わらず子供の育ちを応援するために実施するものですとありました。

しかし、一時預かり事業については、2年前の答弁にもありましたが、またというところからですね、保護者が心身のリフレッシュを図りたい際、必要に応じて選択いただいていますとありましたが、どう違うのかと。

そこで、今回の新事業について、よつば保育園さん、こちらがどの施設さんも手を挙げなかった中、参加されました。手を挙げられました。1回の預かり時間を5時間としますという、こういった条件を試行的事業といえは容認した岐南町の主体的役割が果たされていなかったのではないかと思いますので、伺います。

ただし、よつば保育園さんがこの10時から15時という諸条件、5時間を条件とされたことについては、経営者の立場で考えれば当然、当たり前のことで、1時間のため、また都会のような多数の応募者が期待できないという中で、保育士さんを1時間のためだけに確保するなんてことは、特に小規模保育園の場合、なおさら厳しい状況であることは明確です。

これからも出てくるであろうこうした新規事業を進めるに当たり、岐南町が国の施策に従っていくことが正しいのかということも考えていただきながら、新たな制度を踏まえ、様々な観点からもう一度見直したらいかがでしょうかということで、この国の施策である試行的事業だからという理由ではなく、ここまで申し上げてきたことを踏まえ、5時間を容認した理由というところから順に8点を伺います。

1つ、よつば保育園さんの利用時間、1回5時間を容認した理由。

2つ、我が町に合っている事業なのか。

3つ、町民のニーズとして捉えた事業なのか。

4つ、現在ある保育施設の一時預かり保育を1時間から可能にする方法は考えたのか。この2年前の一般質問で奈義町を例に挙げ、要望として申し上げたということですね。

そして、5つ、保育園に相談をしたのか。

6つ、新たなこども誰でも通園制度の子供1人につき月10時間が適正であるのか。

7つ、3歳未満の子供を預かっている途中で3歳になったら対象外になるということですが、基本的にはですね、年度内を可能にすることを考えたのでしょうか。これができるのかということですね。

8つ、以上の6、7につきまして、岐南町の制度として考慮する必要があると思いますが、町の考えはどうでしょうかということで、以上ご質問申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 三宅議員の1項目め、こども誰でも通園制度を問うに関す

る1番目のご質問、よつば保育園ぎなんさんの利用時間1回5時間を容認した理由と、2番目の我が町に合っている事業なのかと、3番目の町民のニーズとして捉えた事業なのかにつきまして、一括してお答えのほうをいたします。

初めに、こども誰でも通園制度は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略に盛り込まれた施策の一つでございます。

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律には本制度の創設が含まれており、令和6年度に制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施、令和7年度には法律上制度化し、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施というスケジュールで進められていく予定でございます。

本町では、昨年度、モデル事業の実施をしており、令和8年度に本格実施されることを見据え、試行的事業を実施することといたしました。

こども誰でも通園制度につきましては、子育てサロンを通じ保護者にアンケートを行ったところ、制度の認知度は60%が「知らない」という回答でございました。しかし、制度を説明した後の利用したいかの問いにおきましては、「利用したい」という肯定的な回答と、「分からない」という興味はあるが制度をよく知ってから利用するか決めたいという回答が9割を超え、「利用したくない」は4%と少数でございました。

働いていてもいなくても誰でも預けることができる制度はありがたいという意見も多くあり、町民からのニーズと制度に対する期待から本町に必要な制度であると認識のほうをしております。

今回の試行的事業の実施事業者として、よつば保育園ぎなんからの応募のほうでございました。同時に提出された事業計画書では、開所時間は5時間で計画されておりました。利用児が保育園児と同じ生活リズムで過ごすには、登園からお昼寝、おやつまでの5時間とするのが適切であるというのがよつば保育園ぎなんの考えであります。

町といたしましては、こども誰でも通園制度試行事業を実施することが重要であり、国も実施施設の利用状況に応じて時間については試行的事業の課題を洗い出すためのものであり、柔軟に対応してよいとしていますことから、よつば保育園ぎなんが決めた5時間で開始をすることを了承したところでございます。

次に、4番目のご質問、現在ある保育所の一時預かり保育を1時間から可能にする方法は考えたかと、5番目の保育園に相談したかについてお答えのほうをいたします。

現在、町内の5つの保育施設で一時預かり保育を実施のほうをしております。

一時預かり保育は、保護者の就労等により家庭において保育を受けることが一時的

に困難になった場合、または保護者が心身のリフレッシュを図りたいときなどに一時的に子供を預かる制度で、預かる時間や料金については、当町のように4時間まで、8時間までの利用とするほか、1日利用、1時間利用とするなど、自治体により様々でございます。

対して、こども誰でも通園制度は子供の育ちを応援するために月一定時間まで子供を預かる、法に基づく預かり制度となります。

一時預かり保育は私立の保育施設で実施しており、その運営につきましては保育施設の状態に合わせて実施をしていただいているところでございます。

保育施設側に1時間からの利用を考えているかと聞いたところ、現在は今のやり方で問題なく運営できており、1時間からの利用は考えていないが、こども誰でも通園制度が整備されたときには、両方の預かり保育について1時間利用も含め、利用時間、料金など十分に検討していく必要があると考えているとの回答を得たところでございます。

次に、6番目のご質問、新たなこども誰でも通園制度の子供1人につき月10時間が適正であるかと、7番目の3歳未満の子供を預かっている途中で3歳になった場合、対象外とありますが、年度内を可能にすることはできないか、8番目の岐南町の制度として考慮できないかについて、併せてお答えのほうをいたします。

今年度の試行的事業においては、利用時間の上限は1人当たり月10時間とされております。この10時間が適正であるかにつきましては、こども家庭庁のこども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会で議論をされている項目の一つになります。

試行的事業実施の自治体、事業者、保護者、保育者は、こども家庭庁からのアンケートでそれぞれの立場で回答をすることとなっております。よりよい制度になるよう、行政の立場として問題・課題はこども家庭庁のほうに報告してまいりたいと思っております。

また、3歳未満の子供を預かっている途中で3歳になった場合は対象外となることにつきましては、対象年齢の変更がなければ3歳以降の預かりは町独自の事業となります。

こども誰でも通園制度について、こども家庭庁の検討会で議論されている試行的事業の現在の段階でございますので、現段階での町独自の事業について行う予定は考えておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

2項目めですね。お許しいただきました2項目めに参りますが、育休退園と保育士

不足の相互関係を問うということでご質問させていただきます。

質問の前に、まずは昨日の一般質問で問題提起をされました加藤議員の育休退園問題から見る子育て支援の課題ということで、安全・安心な保育をするために役場がどうあるべきか、役場の仕事がどうかというようなところなどなど、とても深く共感をし心に響いたことを申し上げ、質問に入らせていただきますが、同様の課題により重複する部分がありますことをご了承願います。

8月の岐阜新聞に、「育休退園11市町に減少、保育士なお不足」という記事が掲載され、改めて考えさせられました。

記事によると、年下の子が生まれて親が育児休業を取得すると家庭で保育が可能とみなされ、保育施設に通う年上の子が退園させられるという問題があるとのこと。育休退園を運用している県内の自治体は一昨年末の17市町村から11市町に減少しており、運用を続けている11市町ですか、保育士不足のために受入れ体制が整わず、就労する保護者の利用を優先せざるを得ないと、こうした理由が挙げられておりますが、岐南町も現在この運用を継続している状況です。

そこでお尋ねします。

貴行政として、保育士不足を踏まえた育休退園が行政と保育園の相互関係において重要な役割を果たしていることは十分にご認識いただいていることと存じます。しかしながら、保護者の要望を考慮し、廃止や条件緩和が必要とされた場合に、行政が現場である保育園とどのように向き合うかが重要であり、双方が直接的に影響し合う関係が求められると考えます。

そして、最も重要なことは、その受皿、保育園が不安定では子供たちの最善の利益は保障できない、要は役場が現場を知ることということですが、これが重要であり、行政と保育園の共通認識がとても重要であることを加藤議員同様に申し上げ、質問いたします。

保育士不足を踏まえた育休退園が行政と保育園の相互関係の基盤として重要な役割を果たすために、行政としては育休退園の継続、廃止、条件緩和をどのように考えるのでしょうか、ご質問申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 三宅議員の2項目めのご質問、保育士不足を踏まえた育休退園が行政と保育園の相互関係の基盤となる中で、継続、廃止、条件緩和についてどのように考えているかについてお答えのほうをいたします。

育児休業の退園廃止に動く自治体が多い中、本町におきましても育児休業の退園の廃止につきましても、育児休業中の子育て世帯への負担軽減につながることで大

変重要な課題と受け止めております。

しかしながら、国の育児休業中の保育の原則的な考えは、次年度に就学を控えるなど子供の発達環境上の変化に留意する必要がある場合、また保護者の健康状態やその子供の発達上の環境の変化が好ましくないと考える場合などを保育認定の要件としております。

育児休業は育児のためにその期間の休業が認められている制度であることから、基本的に保育認定の要件に当たらないとされており、本町においては共働きや独り親家庭の増加、育児休業明けで職場復帰される母親が増えるなどの社会的背景もあり、育児休業の継続保育を認めることは定員に空きがある保育施設が限られている現段階におきましては、廃止、条件緩和につきましては考えておりません。

また、本町における人口推移を踏まえ、現状の保育の確保量を各保育施設の保育士不足を含む現状と合わせながら慎重に協議することが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、他市町村の動向にさらに注視し、利点や課題を精査し、本町の保育需要を勘案して町内保育施設と連携を図りながら、子育て世帯にとってよりよい保育になるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 3番議員 長谷川です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく3項目について分割質問方式で質問させていただきます。

1つ目、内部告発者を守るには。

内部告発者を守る法律として公益通報者保護法というものがありますが、罰則が軽いのかあまり機能していません。では、どうすればよいのか。

昨今、誰もがSNSや動画サイトを見るのが当たり前の時代になり、組織や社会のルール違反やマナー違反を白日の下にさらそうという風潮になっています。確かにやり過ぎはよくないですし、プライバシーの侵害にも気をつけなければいけません。しかし、私は自身の所属する組織や会社であっても悪いものは悪いと言える世の中のほうがすばらしいと考えます。

愛知県東郷町長によるパワハラ、岐阜県池田町長によるセクハラ。いずれも、内部告発によって被害が明るみになりました。兵庫県の元職員の内部告発のニュースが連日報道されています。公益通報に当たるのか当たらないのか、法的には結論は出ていませんが、勇気を出して告発をしたことで多くの職員がパワハラはあった、常識外れの行為が多々あったと認識していることが世間に情報として出ました。それにより、知事、職員、議員、県民、さらには全国民がこの事案に関係する問題を考えるきっかけ

けになったと思います。

しかし、この元職員は内部告発をしてすぐに懲戒処分となってしまいました。公益通報者保護法があるにもかかわらずです。民間では、内部告発者に対して会社が処分をし、裁判沙汰になるケースが多々あります。

公益通報者保護法において通報先は3つあり、また通報先によって保護される要件が異なります。あらゆる違反行為が対象となっているわけではありませんし、倫理違反行為が対象となっているわけでもありません。刑罰で強制しなければならないような重大な法令違反行為に限られます。

しかしながら、今回の兵庫県のように、首長が公益通報ではないと判断して公益通報者の利益やプライバシーが守られないことは大問題です。これでは、本当に苦しんでいる人や、悪を正そうとする正義の意見は黙殺されてしまいます。

公益通報の条件を満たしているか否か、また通報の内容が真実か否かに関しては、第三者が判断すべきであると考えます。これは、地方自治体で条例を制定しなければならないと考えます。線引きが非常に難しいですが、虚偽の通報に関しては罰則を設けなければいけないと思います。条例制定のために越えなければいけないハードルは高いですが、必ず必要であると考えます。

この岐南町でも、昨年、週刊誌で前町長のセクハラ疑惑が報道され、今年3月に辞職されるまで長きにわたり町全体として深い傷を負いました。行政として二度と同じことが起きないように、今、ワーキングチームをつくり、ハラスメントに関する新たな条例を制定するために日々奮闘していることとは思いますが、1点質問させていただきます。

1つ、現在、町において内部告発者を守る条例ないし規約などはあるか。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の1項目め、内部告発者を守るにはについての一番目のご質問。現在、町において内部告発者を守る条例ないし規約などはあるかについてお答えいたします。

内部告発者とは、組織の内部で違法行為や不正行為、倫理違反などが行われていることを知り、その情報を外部に告発する人を指します。

内部告発者は、組織の不正を是正し、社会的な透明性を保つために重要な役割を果たしています。そのため、告発者が報復や不当な扱いを受けないために保護する制度が必要となってきます。

現在、町において内部告発者を守る条例などについては、岐南町外部からの公益通報等に関する要綱を定めております。これは、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、外

部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反に関する通報を適切に取り扱うものであり、役場外の事業所からの通報の保護を定めるものでございます。

現在、町職員の公益通報等に関する通報者を守る条例等は定めておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 今回、いろいろなこういう条例が地方自治体で制定されているかという、ちょっと調べたところ、すぐ近くの名古屋市で役場内の職員に関する内部告発者を守る条例というのはありませんが、まだまだ全国的にはあまり制定されていないのが今の現状だと思います。

今回、兵庫県のこととかもありますので、今後いろんな自治体でそういう制定されていくのかなという流れは読めるんですが、そこで再質問を1点させていただきます。

内部告発者を守る条例を岐南町として制定する考えはあるか。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 長谷川議員の1項目め、内部告発者を守るにはについての再質問、条例を制定してはどうかについてお答えいたします。

町職員の公益通報等に関する通報者を守る条例等の制定につきましては、通報者が報復を恐れずに情報を提供できる環境を整えることができたり、組織の透明性が向上したり、倫理的な行動を促進することが期待できます。

しかしながら、条例等の制定については通報者の情報を不適切に利用されるリスクや虚偽の通報が行われる可能性についても考慮する必要があり、十分な議論と慎重な検討が必要となってきます。

消費者庁のガイドラインを参考に、近隣市町の状況を見ながら条例制定に向けて前向きに検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 条例の制定は、非常に難解な事案であることは重々知っております。

今回、兵庫県においては、ただ人の命が失われてしまいました。公益通報者保護法があるにもかかわらずです。この同じ問題を岐南町においては絶対に起こしてはいけないと考えております。

先ほど、前向きに考えていただけるという答弁もありましたが、一刻も早く条例の制定なり通報者を守る体制の構築を願います。

2つ目の質問に移らせていただきます。ウオーカブル推進都市。

まず初めに、ウォーカブル推進都市とは何かといいますと、人口規模の大小に限らず居心地がよく歩きたくなる町なかづくりに、首長をはじめ、団体として賛同している地方公共団体のことを指します。日本国内においては、381都市が具体的な取組を進めています。また、118の市区町村でウォーカブル区域を設定しています。

大体、ああいういわゆる大都市と呼ばれるところは大体日本国内でウォーカブル推進都市に今応募していたりとか、条件に合ったところだと町村でもちらほら見受けられます。

今回、なぜ私がこの問題を取り上げたいかといいますと、令和6年度新年度予算のときに、今年の新年度予算ですね。岐南中の生徒のデザインを催したマンホールを3基ですかね、新調する予算が組まれていました。

このとき、説明としましては、前町長の思いつきかどうか、何か分からないんですが、まちづくりなどの計画に照らし合わせることもなく、効果が不明のまま説明を終えて議案が上程されてしまいました。正直、これでは税金の無駄遣いだと言わざるを得ないかなと思います。

例えば、今回提案させていただくウォーカブル推進都市として岐南町がそういう応募をしていますと宣言して、こういうまちづくりをしたいんだと。その一環として、例えば役場の西側の道路をパリのシャンゼリゼ通りみたいなにぎわいあふれる道路にしようみたいな、町長がそういう計画を打ち出して、その一環として岐南町の特色を生かしたデザインのマンホールをその道路に、例えば新調しようと。最低これぐらいのロジックは必要かなと思います。

そこで、1点質問させていただきます。

1つ、ウォーカブル推進都市に応募してはどうか。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 井上哲也土木部長。

○土木部長（井上哲也君） 長谷川議員の2項目め、ウォーカブル推進都市についてのご質問、ウォーカブル推進都市に応募してはどうかについてお答えいたします。

ウォーカブル推進事業とは、車中心から人中心の空間へと転換を図り、歩いて移動できる範囲において居心地がよく歩きたくなる町なかの形成を目指し、官民一体で実施する取組でございます。

令和6年8月末現在、381都市が具体的な取組を進め、118市区町村がウォーカブル推進事業を実施しております。町が公共空間の改変を行い、民間事業者がオープンスペースの利活用をすることで滞在快適性が向上いたします。これにより、多様な人々の出会いや交流が生まれる、健康が促進される、ひいては地域の活性化につながり魅力的なまちづくりを目指すことができます。

そこで、議員ご質問のウォーカブル推進都市に応募してはどうかについてでございますが、ウォーカブル推進都市に応募することで各種施策の情報提供や国内外における先進事例の情報共有が可能になります。町なかのにぎわいを創出することは多くの都市に共通して求められておりますので、今後のまちづくりに活用できると考えております。

ウォーカブル推進都市の具体的な取組を挙げますと、市町村においては公共空間の道路、公園及び広場などの改修、民間事業者においては建物低層部のオープン化や修景整備などがあり、これらにはそれぞれ交付金、補助金が国費として2分の1が交付されます。

ただし、この事業を実施できる地域は鉄道・地下鉄駅から半径1キロメートル以内の範囲内、またはバス・軌道の停留所・停車場から半径500メートル以内で、かつピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものとされておりますことから、本町では岐南駅周辺が対象候補地の一つになると考えております。

これまでに、岐南駅周辺は歩道拡幅、駅前広場の整備など様々な事業を実施してまいりましたが、町なかを歩いて移動できる空間がまだまだ少なく、まちなかウォーカブル本来の目的である居心地がよく歩きたくなる町なかの形成を目指す上で、官民一体で実施するこの制度を十分に活用できないと考えております。

また、議員ご承知のとおり、本町は交通の便のよさから自動車での移動が中心となっているのが実情でございます。そのため、ウォーカブルに関する構想や計画、またそのような機運が醸成されておられません。

以上のことから、現時点において応募する環境が整っていないためウォーカブル推進都市の応募の考えはございませんが、都市計画マスタープランの中にもまちづくりの理念として、歩いて暮らせるに寄与する歩行空間等の整備がうたっております。

よって、今後、町内における車中心から人中心へという機運の高まりや住環境の変化を逃さないようにし、安全で快適に暮らせるまちづくりに一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 3番 長谷川 淳議員。

○3番（長谷川 淳君） 今ご答弁いただいたとおり、今現状は応募の要件には満たしていないということですが、やはり岐南町は本当に今子育ても手厚いですし、いわゆるご高齢の方にもかなりサービスのいい町となっております。

本当にいろんな方にいろんなサービスがあるんですが、結構、他の市区町村に比べていろんなサービスがあることをやっぱりもっとアピールしてほしいなという気持ちがありますので、そういう岐南町としてはこういうところを目指すんだというのをい

ろなところでまた町長ないし執行部、行政としてアピールしていただけたら
なと思います。

それでは3つ目。岐南町商工会青年部の事業についてご質問させていただきます。

私は、現在、岐南町商工会青年部に所属して3年、岐阜青年会議所に所属して9年
がたちます。

これまで、様々なまちづくり運動に携わってきましたが、青年部主催事業のよって
きん祭ぎなんというものは本当に素晴らしい事業だと思っています。もともとは商工
祭として行っていたものを青年部が中心に設営するようになり、現在の形になったと
聞いております。岐南町の子供たちは、夏が来ると地域の自治会のお祭りこのよっ
てきん祭ぎなんを非常に楽しみにしているという声を多数お聞きします。

青年部主催のもう一つの事業、キッズお仕事体験という事業も大変素晴らしい事業
だと思っています。

どんな事業かといいますと、主に町内の企業さんに出展していただき、子供たちに
お仕事体験をしていただきます。執行部の方や議員の方はいつも視察に来ていただけ
ているのでイメージはつくと思いますが、東京都や兵庫県にあるキッザニアをイメー
ジしていただければと思います。こちらの事業は、ほかの商工会からも話を聞きたい
と言われるほどの事業になっています。

現在、岐南町においては、町民全体に関わる主なイベントとしては、ぎなんフェス
タ、町民運動会、野球、バレーボール、ソフトボールなどの各種自治会対抗スポーツ
大会、岐南町テニス大会、岐南町マラソン大会、そして今ご説明したよってきん祭ぎ
なん、キッズお仕事体験が主な町民全体が参加するイベントが挙げられますが、私は
もっと民間が主催するイベントが開催されてほしいと思っています。そうすれば岐南
町ももっと活力が生まれ、町発展の原動力になると思います。

しかしながら、昨今の不安定な世界情勢によるエネルギー費の高騰やゼロ金利政策
解除による今後のさらなる物価高騰が予想され、イベントを開催する費用も増加が見
込まれます。そこで、将来的なあくまでも可能性の話にはなるんですが、町として
お考えをお聞きしたいので1点ご質問させていただきます。

1つ、よってきん祭ぎなん、キッズお仕事体験を今後青年部が開催できなくなった
としたら、町として地域振興をどうお考えになりますか。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 長谷川議員の3項目め、岐南町商工会青年部の事業に
ついて、よってきん祭ぎなん、キッズお仕事体験を今後開催できなくなったとしたら、

町として地域振興をどう考えるかについてお答えいたします。

岐南町商工会青年部が主催するよってきん祭ぎなん及びキッズお仕事体験につきましては、先日、町長をはじめ、町幹部も拝見させていただきました。子供を中心に大人も楽しめる夏のイベントとして毎年大勢の方が参加する大変すばらしい事業であり、準備、当日の運営と関係者のご苦勞を十分に認識しております。

本町は、このよってきん祭ぎなん及びキッズお仕事体験を支援するため、岐南町商工振興補助事業として例年予算の範囲内で当該事業に係る費用の一部を支援させていただいております。

今後開催できなくなったとしたらとのご質問でございますが、よってきん祭ぎなん、キッズお仕事体験の両事業は岐南町で開催される大きなイベントであり、地域振興、子供に職業体験の機会を与える有益な価値のある事業と考えております。

昨今の資材費、人件費の高騰により各種イベントの運営が厳しい中、本町といたしましても商工会青年部が精力的に活動されておりますこの事業への支援について、まずは関係者からのご意見を詳細に伺いたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開します。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく3項目、分割質問方式にてご質問のほうをさせていただきたいと思っております。

それでは始めます。1項目め、ハラスメントの条例制定について。

こちらに関しては、前回6月議会、一番最後に質問させていただく予定ではあったんですけども、ちょっと時間がなくて、また今議会にて改めてご質問のほうをさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず1つ目、議員においてのハラスメント行為があったことについて。

昨年9月議会において、議員間でのハラスメント行為について一般質問をしていますが、当時この件については町長が議長であられた期間にもお話しさせていただきました。しかし、前町長の不信任決議案などで議会が割れていたこともあったせいなのか、具体的に取り上げて対処されることもなく、この問題は解決されずうやむやに話

は終わっています。

当該の方からは、これは政局だというような発言もありましたが、事実無根の誹謗中傷など、この件について町長はどのように受け止めておられますか。私自身は、ハラスメントであると認識しています。

この先のハラスメント条例の制定に当たっては、当然ご自身の考え方も大いに影響されるものであり、そのご認識をお尋ねします。

では、2つ目です。公職にある者全てを対象とした条例の制定について。

こちら、昨年、議会におけるご答弁は、今年度内には職員のみならず特別職や議員なども対象とした条例を制定し、職員が快適に働くことができる職場環境を確保してまいりたいと考えておりますとご答弁をいただきました。

来年3月議会での制定に向け、現在、様々な取組をなされておられるかと思いますが、改めて町長のお考えをお尋ねします。

職員に対する規定は存在しているが、首長が対象となった場合に対応ができていない。再発防止や失った信頼を回復する意味でも、より強力な対策が必要だと考える。議会には政治倫理に関する条例はあるが、ハラスメントに関する条文はないこともあり、岐南町から一切のハラスメントを根絶すべく第三者委員会の設置などの項目の追加、特別職や議員も含めた公職にある者全てを対象とした条例の制定が必要と考えるが、お考えをお聞かせください。

最後、3つ目です。実態に即した条例の制定に向けて。

条例の制定は、役場内でのハラスメントの現状把握や事例など、実態に即したものの上にあるものだと考えています。

今回の一件以降、首長だけではなく、議員からもハラスメントを受けたという報道が何かと出てきます。

第三者委員会の調査は、あくまでも前町長個人についてだけです。対象を前町長の行為だけでなく公職にある者全てを対象とし、全職員に対しても第三者委員会が行ったアンケート調査を実施してはいかがでしょうか。

以上、3点になります。答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松本議員の1項目め、ハラスメントの条例制定についての一番目のご質問、議員においてのハラスメント行為があったことについてお答えをいたします。

ハラスメントは、相手の人格や尊厳を侵す人権問題です。ハラスメント行為によって被害者の心身に支障を来す以上、それは議員間においてもハラスメントというもの

は存在し得るものであると考えています。

議員ご質問の事実無根の誹謗中傷などにつきましては個別の事案であり、この場でそれらの行為がハラスメントとして認定されるか否かを私がお答えするものではないと考えております。

次に、2番目のご質問、公職にある者全てを対象とした条例の制定についてお答えをいたします。

今後、新たに制定するハラスメント防止に関する条例につきましては、第三者調査委員会調査報告書において指摘された現行のハラスメント規程の不備、すなわち町長などの特別職を含む規定がなかったこと、内部的なハラスメント防止委員会のみであり、外部による第三者委員会の設置規定がないことなども含めてこうした不備を解消し、特別職を含む全ての職員に対応できる条例を基本として制定してまいりたいと考えております。

また、議員を対象とする条例については、さきの全員協議会におきまして町長部局と議会それぞれで対応する条例を制定する方向で進めるとの確認をいたしましたので、それぞれの条例をもって特別職、議員、職員の全てのハラスメントに対応できるよう、両条例案について調整を図りながら制定に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして3番目のご質問、実態に即した条例の制定に向けてについてお答えをいたします。

2番目のご質問でもお答えいたしましたように、令和7年3月に上程を目指す条例案につきましては、前町長によるハラスメント事案で浮き彫りとなった問題を解決できなければならないということは、争う余地のないものであると考えております。

今回の原因は、第三者調査委員会の調査報告書において、前町長による特異な性格、考え方によるものであることに加え、規程の不備、役場内部組織の対応不全、公平委員会や議会など、外部機関の利用ができなかったことなどの組織的対応の機能不全に陥っていたことが指摘をされました。

町といたしましては、この調査報告書の提言を基に策定することで、どの行為者によるハラスメントであっても対応可能な条例であるべきことは明白でありますので、議員ご提案の公職にある者全てを対象とし、改めて全職員へのアンケート調査実施につきましては現段階では考えておりません。

議会におけるハラスメントの実態調査につきましては、今後制定を進めていただく議会のハラスメント条例制定に際し、議会の必要に応じてご検討いただきたいと考えております。

しかしながら、今後条例が制定され、その条例が機能し、実態に即しているかどうかを評価することは必要であると考えておりますので、その過程において必要に応じて職員に対するアンケート調査は検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1 項目めの3 番目、実態に即した条例の制定に向けてに関して再質問のほうをさせていただきたいと思います。

現在、上程を目指して条例案を策定中とのお話ではありますが、職員や職場環境を取り巻くハラスメントは内部のことだけではありません。

近年、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラの問題も取り上げられるようになり、住民や事業者からの意見等や窓口などでの対応など、不当なものであっても強い口調や威圧のようなものがあっても耐えなくてはいけない。それが結果的に職員のストレスや離職、ひいては公平公正な行政サービスの悪化を招くことにはなっていないでしょうか。

東京都においては、職員、事業者、就業者など、範囲を全体としたカスタマーハラスメント防止条例のようなものを検討している模様です。北海道、三重県についても同様な動きがあると伺っています。

当町におけるカスハラの実態をどのように把握し、認識しておられますか。また、規則、規程や条例制定についてどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 松本議員の1 項目めの再質問についてお答えをいたします。

厚生労働省は、カスタマーハラスメントを顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、該当要求を実現するための手段、態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段、態様により、労働者の就業環境が害されるものと定義をしております。

当町においてカスハラの実態に該当する件数や実態を正確に把握してはおりませんが、庁舎内の窓口対応の中で職員に対しても大声を上げる事案が時折発生していることは認識をしております。

クレームは住民サービスの向上や改善を要求するものもあり、必ずしも全てがカスハラに該当するわけではございませんが、法令等に定められた事務処理を超えるような要求、暴言、暴力はカスハラに該当する可能性がございます。

毅然とした対応を窓口担当者だけではなく所属全体でするとともに、場合によっては職員や他の来庁者の安全を守るために警察等へ通報も速やかに行ってまいりたいと思います。以上です。

すみません、付け加えさせていただきます。

今年度より、職員の名札の表記を氏名表記から名字のみとしてカスハラ対策を実施しております。

こうした対応を組織全体で共有することでカスハラ対応を行っていきたいと考えておりますので、現段階では条例制定等については考えておりません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5 番 松本暁大議員。

○5 番（松本暁大君） それでは2 項目め、人事異動についてご質問のほうをさせていただきます。

前議会に引き続き、ご質問のほうをさせていただくことになります。

7 月に、毎日新聞にて前福祉部長が公平委員会に審査請求を行ったことに関する記事が掲載されました。

前部長は審査請求の中で、外観上は任意退職の形式を取っているが、実質的には人事権を持つ町長の指示に基づく免責処分、勤務実績や心身の状況に問題はなく、免責される理由はない。そもそも、この公平委員会に不服申立ての審査請求が行われたことは今回が初めてのことだと伺っています。

新町長の体制となり、これからというときになぜこういう事態が起こるのでしょうか。6 月のご答弁では、本人の意思による退職であると理解していますとお話をされました。前部長のご主張と町長のご主張は全く食い違っていると思います。それを踏まえて、以下2 点のご質問をさせていただきます。

1 つ目、人事に関する新聞記事の対応について。

7 月に、新聞記事で前部長の件について公平委員会へ申出がなされたという記事が出ています。ただ、この件に関しての町からの見解や対処は何も現状出ていません。

前町長においては、文春の記事が出てすぐに記者会見を開くなど、ご説明がありましたが、また前町長については公には訴えや申出がなされていませんでしたが、今回は公に申出があります。住民の方からもお尋ねがありますので、町としての対応をどのようにお考えなのかお尋ねします。

2 つ目、記事の内容について。傍島副町長のお名前で後藤町長に雇用継続を求めたが後藤町長は応じなかったと主張と書かれていますが、これは事実でしょうか。

また、前回の新聞記事の町長のコメントは退職届を受け取っただけとなっており、

受け止めるニュアンスは全く異なるかと思います。どのようなやり取りを町長と行ったのかご説明ください。

一連の経緯について、これは退職勧奨というハラスメントにつながるものではないのかと思う部分がございますので、傍島副町長個人のお考えをお聞かせください。

以上2点になります。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の2項目め、人事異動についての1番目のご質問、人事に関する新聞記事の対応をお答えいたします。

令和6年7月25日付で、羽島郡広域連合公平委員会に提出されました審査請求は、地方公務員法に規定する公平委員会への審査請求手続に基づくものであり、同法及び羽島郡広域連合公平委員会各種規則の手続に沿って対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 松本議員の2番目のご質問、新聞記事の内容についてお答えいたします。

今、総務部長がお答えいたしましたとおり、本件は地方公務員法に規定する公平委員会への審査請求手続に基づくものであり、同法及び羽島郡広域連合公平委員会各種規則の手続に沿って、その手続の中でお答えすべきものであると考えております。

したがって、今この議会の場でお答えさせていただくものではないと考えますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

私は単純な人間ですから、違うなら違う、例えば前部長の主張が正しいなどですね、要は事実が何なのかということを知りたいだけなんです。これって難しいことなんじゃないかな。逆に、私からしてみるとお答えをいただけないから変に追及というか、お尋ねをさせていただくことになってしまうわけです。

職員をはじめ、住民、対外的にも誠実かつ真摯に、当のご自身が様々な場面で述べられています。先ほどのハラスメントでのご答弁、お答えするものではないというもののや、今回のご答弁に関してもいかがなものでしょうか。

では、すみません。2項目めの1番目ですね、新聞記事の対応についてというところで、関連して再質問のほうをさせていただきます。

7月25日提出された審査請求について、これが受理されたのが9月12日ということを知りました。提出からおおよそ1か月半かかっています。まだ受理という段階ですか

ら、これから審理が進むということになるわけですが、遅くありませんか。

第三者委員会の報告書においては、町では羽島郡広域連合に公平委員会が設置されている。もっとも、相談窓口を含め相談後の対応が整備されておらず、ハラスメントに関しても適切かつ有効な対処を期待することが困難な状況にあったというような文面が報告書にはありました。

公平委員会の存在は、職員の苦情の早期把握、悪化させないための体制づくりの一つでもあるかと私は考えております。この報告書に関して、どのような監督や指導、改善がなされているのかお尋ねします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の2項目め、人事異動についての再質問にお答えいたします。

町としましては、中立公平な機関である公平委員会の事務手続に対して指導する立場にございませんので、直接的な監督、指導等を行うこともございません。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 最後、3番目のご質問、子育てしやすいまちづくりに向けて、質問のほうを3点させていただきたいと思います。

子育てに強いまちづくり、子育てしやすいまちづくりには、民・官の連携や協力する姿勢が欠かせないと思っています。線引きしてしまうのではなく、お互いに理解し、共に進めていく。ただ、それぞれのお話を伺っていると、それができていないように感じています。

今回の質問に対してもご答弁をいただいておりますが、保育園での実務上の課題、昨日、加藤議員、先ほどの三宅議員もお話をされておりましたが、例えば加配の子に対する保育士の問題など、まずは現場を直接見ていただきたい、現場の声を聞いていただきたいという思いが強くあります。町と園の認識が大きくずれていると思います。

それでは、1つ目、こども誰でも通園制度について。

令和8年度に全国で実施が予定されていることに先駆けて、当町でも7月から開始のほうをされましたが、利用状況をお教えてください。

現在は、町内では1園だけの開催と伺っておりますが、制度の意義に向けてどのような保育が行われているのか、併せてお尋ねします。

2つ目、育休退園に関して、現在も当町を含め、私が調べると8市町村が引き続き育休退園に関して運用がされているとなっています。育休退園の趣旨から考えると、こども誰でも通園制度は拡充できる状況にあるのか疑問に思うこともありますが、子

育てしやすい町、子育て世帯の生活を応援していく意味合いでも、このこども誰でも通園制度の制度意義においても、育休退園を運用していることについてのお考えをお聞かせください。

最後、3点目です。幼児期からの取組について。

教育は、幼児期から始まるものと思っております。この時期での関わりや教育が一番重要であるとも思っています。

そんな中で、発達支援や支援級の児童が年々増加していると聞いてはおりますが、当町の現状をどのように分析、認識しておられますか。

子育てしやすいまちづくりに向けて、町内の行政と保育園との意思疎通はどのように行っておられますか。

保育所側から現場サイドとしてどのような課題、問題点が出ているかなどを併せてお話しください。

以上3点です。よろしくお願いします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 松本議員の3項目め、子育てしやすいまちづくりに向けての1番目のご質問、こども誰でも通園制度についてお答えのほうをいたします。

このこども誰でも通園制度は、令和8年度から法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施されることになっております。

本町では、本格実施を見据え、令和6年7月からよつば保育園ぎなんと多機能型地域子ども安心センターにて、こども誰でも通園制度試行的事業を開始いたしました。

初めに、それぞれの施設の利用状況についてお答えのほうをいたします。

よつば保育園ぎなんでは、保護者からの利用申請に基づき事業を実施いたしております。8月末の利用登録者数は25名で、安定して事業を行えるまでは水曜日と金曜日を誰でも通園制度の実施日とし、1日3人まで予約を受け付けております。

10時に登園、自由遊び、給食、お昼寝、おやつ、そして15時に降園。登降園の時間は違いますが、園児と同じ流れの生活を送っております。大部分を利用児用の部屋で過ごしてみえますが、保育園児と一緒に遊ぶ時間もあると聞いております。

利用した保護者からは、育児に追われ、ふだんはできない家事や用事ができた、下の子が生まれたばかりで上の子も連れて外へなかなか出られないが、利用することで同世代の子と遊ばせることができたという声を多く聞いております。

また、岐南町多機能型子ども安心センターでは、行政から利用を促すアウトリーチ型で事業のほうを実施いたしております。8月末の利用登録者数は3名でございます。

主に、同センターの事業の子供の発達に不安を抱え、個別指導や小集団指導を受け

る「すまいるルーム」に通う子供の保護者に対して制度の紹介をし、利用につなげております。

保育園や認定こども園への就園等を見据え、保護者と離れ、子供だけで過ごす時間を持ち、単独通所の「はっぴールーム」に通っている子供と一緒に遊ぶ生活を送っております。

次に、制度の意義に向けた保育についてお答えします。

その意義は、子供が家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得られる、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感が軽減される等がございます。

現在、保育施設に通うことで子供にとっては同年齢の子供たちと関わることができ、社会性が身についたり視野を広げる、そのような場になり、保護者にとっては自分のための時間を過ごすことで子育ての負担感の軽減になり、精神的な余裕が生まれるなど、結果的に子供と保護者の関係性が向上していく保育が行われております。

2番目のご質問、育休退園に関してについてお答えのほうをいたします。

育児休業の退園につきましては、共働きや独り親家庭の増加、育児休業明けで職場復帰をされる母親等が増えるなどの社会的背景もあり、育児休業の継続保育を認めることは、定員に空きがある保育施設に限られている現段階におきましては難しい状態であると考えております。

また、こども誰でも通園制度につきましては、その意義については、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用することができる制度を目指しております。

令和8年度の本格的実施に向けて、試行的実施においてそのニーズと当町で実施する上で実施場所も含めた課題の洗い出しを今行っているところでございます。

育児休業の退園と現段階でのこども誰でも通園制度は別のものであり、それぞれの課題については、どちらも今後の子育て支援において重要と考えております。関連させて考えるものではなく、それぞれの課題解決に向けて取り組んでいかなければならないものと思っております。

いずれにいたしましても、この課題解決に向けて他市町村の動向を注視し、利点や課題を精査し、本町の保育需要を勘案して、町内保育施設と連携を図りながら、子育て世帯にとってよりよい保育になるよう努めてまいります。

次に、3番目のご質問、幼児期からの取組についてお答えのほうをいたします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期でございます。

幼児期は、知的、感情的な面においても、人間関係の面でも日々急速に成長する時期であるため、子供の育ちについては常に関心を払う必要がございます。

初めに、本町の現状の分析、認識についてお答えのほうをいたします。

本町では、10か月や2歳児健診、親子教室やねぎっちょ相談、多機能型地域子ども安心センター事業などを通して、早期発見、早期支援に努めているところでございます。その結果、最近では早くから支援につながるケースが増えてきております。

町内の保育施設においても、配慮や支援を要する子供が増えるとともに、保育施設に在籍し、併用して事業所を利用する子供が増えております。

発達障害への認識や理解が進んできたことにより、支援が必要な子供が早期に診断を受け、一人一人に合わせたきめ細やかな支援を受けられるようになってきたものと現状分析、認識のほうをいたしております。

次に、行政と保育園との意思疎通、並びに保育者側からの課題、問題についてお答えのほうをいたします。

配慮や支援を要する子供を支援していくためには、行政と保育施設が密に連携する必要がございます。

日頃から保育施設と発達相談等につきましては、保護者の同意の下、連絡を取り合い意思疎通のほうを図っております。また、例年開催する幼児発達支援会議におきまして情報共有を図っております。

加えて、今年度からは臨床心理士と保健師が保育施設を訪問し、園生活の様子を見ながら支援の手だてを指導、継続した支援を行う体制のほうを取っております。

町内の保育施設におきましては、配慮や支援を要する子供に対し、子供一人一人の特性や心身状況を見て支援をするために加配保育士を配置する必要がありますが、保育士不足は社会的にも問題になっており、当町についても課題解決のために課題の今洗い出しを行っているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。11時45分から再開いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 9番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、介護についてです。

介護専門職の意見も加味し、町独自のリハビリやおむつの補助金の創設を検討できないかについて数年前からお答えいただいております、町長が私の一般質問に興味を持っ

ていただいたこと、うれしく感じております。

地域ケア会議や在宅医療・介護連携推進協議会では、金銭的負担、肉体的負担、精神的負担の三重苦の中の金銭的負担に関しては効果がないように感じますし、在宅介護に関しても精神的負担は少し軽減すると思いますが、肉体的負担に関しては家族が見ることが多く、効果はないように感じています。

また、介護保険事業を持続可能な制度として運用していくため、専門家の意見を参考にしながら家族介護やおむつの負担軽減も含めた介護施策全体の優先順位を定め、よりよい介護サービスの在り方を検討してまいりますと言っておられましたが、現在どのような話がされていて、いつ頃実施できる見通しなのか教えてください。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 渡邊議員の1項目め、介護についてに関するご質問、リハビリやおむつの補助金についての話合いの内容と実施予定はについてお答えのほうをいたします。

議員ご提案の一つであるおむつ補助事業につきましては、紙おむつ購入助成券の支給として町長が選挙公約として掲げており、この公約をどのような形で実現していくかについては、町長のほうに直接施策に対する思いをお聞きし、関係部局の職員がお互いに連携、情報共有をしながら、対象者や補助方法、補助金額等、制度設計の検討を進めている段階でございます。

町長より、紙おむつ購入助成券の支給を公約として掲げた理由につきましては、特に現役世代の方が仕事をしながら子育てもし、さらに在宅介護も行ってみえる実態をお聞きし、こうした方の負担を軽減できる高齢者施策の実現をするという決意を住民の皆様に分かっていただきたい。仕事をしながら子育てをし、さらに両親の介護も行ってみえる方は、介護費用のみならず、高校や大学等の学費を確保しながら生活費を工面しなければならず、こうした経済的な負担感が強い方を費用面で救いたい。こうした思いから、一つの施策例として紙おむつ購入助成券の支給を公約として掲げたと同っているところでございます。

寝たきりの高齢者のおむつ交換は1日に4回から5回程度で、おむつ代は月6,000円から9,000円が必要となります。介護の平均継続期間は54.5か月、約4年半となっており、この期間におむつ代だけで32万7,000円から49万500円が必要となる計算でございます。

こうした費用の負担を鑑み、家庭内においておむつを常時必要とする家族の経済的負担軽減を考えると、議員ご提案のおむつ購入助成は経済的な負担軽減につながる施策として有効であると考えられます。

町において、介護認定調査票、または主治医意見書で常時おむつが必要と判断された要介護4、または5の認定者はおよそ80名と推測しており、おむつ補助事業の実施は介護者がおむつ購入の費用負担を気にすることなく、必要に応じて素早くおむつ交換ができ、清潔な状態が常時保たれることになることから、本人及びその家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減につながります。

また、紙おむつを定期的に配送する仕組みを構築すれば、おむつ購入に係る手間や時間の削減になると考えられます。

高齢者を支える仕組みとして、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会、地域包括支援センター、地域密着型サービス運営協議会等を通じ、行政組織だけにとどまらず、医師会や薬剤師会、警察、消防、病院、サービス事業所、老人クラブ、民生委員、児童委員、家族介護者等、多くの関係機関の方のお力もいただき、様々な課題解決が図れる体制が構築できていることや、様々な場面において意見聴取ができる体制が整ってきたことは、町にとって大変有意義なことであると思っております。

高齢者施策の実現に向けては、地域包括支援センターの職員を中心に居宅介護支援事業所のケアマネ等関係機関からの介護現場の生の声を聞くことや、介護を担っておみえになる家族の皆様からのご意見をお伺いしながら十分に検討を重ねた上で決定するプロセスが重要であると考えており、現在、意見の集約に努めているところでございます。

町民の皆様にとって真に必要とされる町独自の高齢者施策となるよう、しっかりと見極める時間が必要となりますが、来年度以降、遅くとも令和8年度までには実現することができるよう、紙おむつ購入助成券の支給が多く在宅介護者にとって今一番必要とされる施策なのか、あるいはこの施策以外にプラスをして望まれる施策がないか、今後も調査・研究のほうを続けてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 9番 渡邊憲司議員。

○9番（渡邊憲司君） 2つ目は、自治会についてご質問させていただきます。

現在、全国的に自治会の加入率の低下や脱退していく方が多く、自治会解散に追い込まれる事例も出てきております。その理由として、高齢化による後継者不足、役員・運営の担い手不足、近所付き合いの希薄化、自治会に加入するメリットがない、自治会に入っていないなくても困らないなど、様々な理由が挙げられております。

1. なぜ総務省では自治会活動の持続の可能性を高めるため、負担を減らす必要があると言及したのかを考えれば、地域の魅力を高めることなく、業務の見直しや自治会へ加入するメリットを行政も考えるべきではありませんか。

2. 自治会加入者へのメリットとして、自治会カードや自治会アプリをつくる考え

はございませんが、先進的な取組を行っている自治体の事例を調査・研究してまいりますとの回答をいただきましたが、先進的な取組は岐南町でも考えるべきであると私は考えております。

例えば、自治会アプリであれば、大学のサークル活動のように個人の趣味や興味のあることの集まりをつくることもできます。事例としては、西小学校オヤジの会では居酒屋飲み会のグループ、バイクツーリンググループ、マラソングループ、サバゲーグループなど個人的な趣味の集まりがあり、オヤジの会の会員数は年々増加しております。こうしたことから近所付き合いの希薄化を少なくする効果も見られ、自治会内だけの交流だけでなく、自治会同士の交流の場をつくることにより、行政のいうところの自治会の魅力とメリットづくりにもなると思います。

また、自治会アプリであれば一、二分で答えられる簡単なアンケート調査もできます。

例えば、自治会員がアンケートに1つ答えた場合は、岐南町指定のごみ袋を支給し、非自治会員ではアンケートに2つ答えたら岐南町指定のごみ袋を支給するなど、いろいろな使い方も考えられ、ごみの有料化に対しても住民に対して軽減措置にもなりますが、自治会アプリの検討をすべきではありませんか。

3. 8月8日から南海トラフ地震の注意喚起がされており、災害時には自治会に頼らざるを得ない部分が出てきておりますが、行政として本当に自治会のメリットを何も考えず、自治会解散に追い込まれてもよいと考えているのか、ご返答をお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 渡邊議員の2項目め、自治会についての1番目のご質問、業務の見直しや自治会へ加入するメリットを行政も考えるべきではについてお答えいたします。

業務の見直しや自治会へ加入するメリットにつきましては、令和3年度から開始した自治会の在り方検討会で検討しているところでございます。

業務の見直しにつきましては、令和4年度から敬老会の代替え事業として、町が敬老祝い記念品を配付する事業の実施や、絆交付金の申請手続の簡略化など、自治会業務の負担軽減が進みつつあり、成果として出てきております。

また、自治会へ加入するメリットにつきましても、先日程行われた検討会の中でも議題として取り上げ、自治会に加入するメリットについて議論したところでございます。

町としましては、引き続き自治会の在り方検討会の中で自治会の負担軽減を進め、加入するメリットの検討を行うなど、自治会活動の持続性を高めてまいりたいと考え

ております。

2 番目のご質問、岐南町で先進的な取組の自治会アプリの考えはについてお答えいたします。

自治会アプリの機能につきましては、電子回覧板や役員連絡などの情報共有、住民同士のコミュニケーション促進を図るコミュニティー機能を備えているなど、情報伝達の速達性の確立や事務の簡素化、地域の希薄化の解消などにつながるものであり、様々な用途で活用できるものであると認識しております。

また、自治会アプリにつきましては、自治会アプリを作成している民間の事業者から機能の説明や利点などをお聞きし、情報収集したところでございます。

現時点においては自治会アプリをつくる予定はございませんが、引き続き先進的な取組を行っている自治体の事例の調査・研究や、自治体アプリを作成している民間事業者から情報を収集し、自治会アプリの作成も含め、町として先進的な取組を進めていけるよう検討してまいります。

3 番目のご質問、自治会が解散に追い込まれてもよいと考えているのかについてお答えいたします。

自治会につきましては、地域の美化活動や環境保全活動などの地域環境の維持、高齢者の見守りや支援活動などの地域福祉の推進、災害後の対応を通じた有事の際の支援など、地域社会の運営や発展において重要な役割を担っております。これらの役割を通じて、自治会は町にとってなくてはならない存在であると認識しております。

町としましては、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、自治会の負担軽減や加入するメリットの検討を行うなど、自治会が継続して活動できるよう支援してまいります。以上でございます。

————— ◇ —————

散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

明日から 9 月 26 日までの 6 日間は、議事の都合により休会とし、9 月 27 日午前 10 時から会議を開きます。

午後 0 時 03 分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 原 浩 二

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司